

福岡市内事業者の皆様

福岡市では、新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により、事業活動に支障をきたしている福岡市内の中小企業者を対象にした融資メニューを設けており、資金繰りに関する支援を行っています。

福岡市商工金融資金制度

●経営安定化特別資金（一般枠）

対象者：最近3カ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以上	1.3%	0.23%~1.3%

●経営安定化特別資金（特例枠）

対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方（1号～8号）

例) セーフティネット保証5号の認定要件

国により不況業種に指定され、最近3カ月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している方
※認定申請に関すること

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/sn5.html>

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以上	1.3%	0.4%

※上記のほか、日本政策金融公庫においても、新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット貸付などを行っております。詳細は、(株)日本政策金融公庫のHPをご確認ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

<融資に関するお問い合わせ>

福岡市中小企業サポートセンター（福岡市経済観光文化局 経営支援課）
住所：福岡市博多区博多駅前2丁目9-28（福岡商工会議所ビル2階）
TEL:092-441-2171 FAX:092-441-3211



福岡市外事業者の皆様

福岡市外の事業者の方は、下記をご参照いただき、詳細は各自治体へご確認ください。

福岡県中小企業融資制度

●緊急経済対策資金

対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方

●長期経営安定資金

対象者：県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等

●小規模事業者振興資金

対象者：県内に事業所を有し、現に事業を営む小規模企業者

※詳細は、福岡県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r1yuushiseidoannnai.html>

<上記融資に関するお問い合わせ>

福岡県商工部中小企業振興課 TEL:092-643-3424

※この他、北九州市、久留米市についても中小企業者への融資がありますので、詳細は各自治体へご確認ください。



事業者の皆様（共通）

福岡労働局において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金特例措置が実施されています。

雇用調整助成金

●雇用調整助成金の特例措置（福岡労働局）

※詳細は、福岡労働局のホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000595853.pdf>

<雇用調整助成金に関するお問い合わせ>

福岡労働局 福岡助成金センター TEL:092-411-4701

